

## 1. 17あしやフェニックス基金による防災活動等助成要領

平成19年3月15日

平成25年4月1日改正

平成25年12月1日改正

平成26年6月27日改正

平成30年8月15日改正

令和4年4月1日改正

令和6年5月1日改正

1. 17あしやフェニックス基金による防災活動等助成の実施に当たっては、1. 17あしやフェニックス基金による防災活動等助成要綱（平成17年芦屋市要綱）（以下、「助成要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

（助成対象）

第1条 助成要綱第2条第2項第1号に掲げる活動は、平成17年4月1日以降に国内で発生した自然災害を対象とする。但し、平成16年度に発生した自然災害で市長が特に認めるものについては助成対象とする。

また、上記活動は、物資の提供のみの支援は対象外とする。

2 助成を受けようとする者が、過去に実施した活動と同一の活動を行う場合も助成の対象とする（ただし、同一の活動を行うことによる効果が認められる場合とする）。

3 助成要綱第2条第2項第2号に掲げる自主防災組織の構築は、市長に届け出る自主防災会結成届（防災安全課所管）により認定する。

4 芦屋市自主防災会育成事業補助金交付要綱（平成18年芦屋市要綱）第2条に規定する自主防災会等及びそれに類するグループ（地域住民の防災力の強化を図ることを主たる目的として設置されるもの）が実施する活動については、次のとおり取り扱う。

(1) 定期的実施する活動（訓練等）は助成の対象外とする。

(2) 定期的実施する活動（訓練等）が実施されている又はその計画が作成されている場合で、かつ地域住民の防災力の強化が図られていると認められる場合において、震災の経験と教訓の継承を図るための活動を別途に実施する場合は、その別途に実施する活動について助成の対象とする。

5 防災活動に必要な施設または設備の整備に関する事業は該当しない。

（申請方法）

第2条 申請者は、様式第1号、様式第2号及び様式第3号に必要事項を記入し、添付書類を添えて、活動（事業）実施予定日の20日前までに市長に提出するものとする。但し、緊急に活動を開始する場合は、この限りでない。

- 2 申請額は、1,000円未満の端数は切り捨てとする。
- 3 助成要綱第2条第1項第3号で規定するグループは第1項に加え、様式第8号を記入し併せて提出するものとする。

(助成の決定)

第3条 助成の可否は、1.17あしやフェニックス基金助成金審査アドバイザー会議の助言を参考に市長が予算の範囲内で決定し、承認されたグループには様式第4号により通知する。

(実施方法及び報告)

第4条 活動の実施に当たっては、1.17あしやフェニックス基金の助成を受けていることを表示するものとする。

- 2 活動(事業)を実施したグループは、様式第7号に必要事項を記入し、活動終了後1か月以内に市長に提出するものとする。
- 3 報告書には、領収書及び写真・ちらし等活動状況がわかるものを添付する。
- 4 助成要綱第2条第2項第1号に基づく被災地等での活動は、様式第9号及び様式第10号の活動証明書のみを添付で足りる。但し、様式第10号の活動証明書は、公的機関が発行したものに限る。
- 5 市外において活動を実施した場合は、助成要綱第8条に規定する報告に加え、原則として、事務局が指定する芦屋市内での報告又は報告書(市のホームページ等に掲載可能なもの)の提出を行うこととする。

(助成金の支払い)

第5条 助成金の支払いは、原則として精算払いとする。

- 2 支払いは、実績報告書の内容を確認の上、実績報告書・助成金請求書の提出後1か月以内に実績報告書・助成金請求書に記入された振込先に振り込むものとする。ただし、実績報告書・助成金請求書に不足等がある場合にはこの限りでない。

(助成の対象となる経費)

第6条 助成要綱第2条第2項第2号から第7号に掲げる活動に要する経費は、次に掲げるもののうち、市長が適切と認めるものを助成の対象とする。

- (1) 謝金(講師謝金、協力者謝金等)
- (2) 借料(会場借料、用具借料等)
- (3) 教材・用具費(テキスト代、ビデオ代等)
- (4) 旅費(交通費、日当)
- (5) 消耗品費(文房具代、フィルム代等)
- (6) 印刷製本費(印刷費、コピー代、写真現像プリント代等)
- (7) 通信運搬費(郵便、運送費等)
- (8) 保険料(傷害保険等)
- (9) その他活動実施に必要な経費で市長が認めるもの

- 2 グループの維持費や経常的な運営経費として認められるものは、助成の対象としない。

3 第1項第4号に定める旅費（交通費）は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費（ただし、災害その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により難い場合には、その現によった経路及び方法）により計算した額を助成の対象額とする。

（活動（事業）の中止・変更等）

第7条 活動の全部または一部を中止した場合あるいは内容を変更した場合は、様式第5号に必要事項を記入し、すみやかに届け出るものとする。

（変更の承認）

第8条 前条の規定による申請を受けた場合は、補助対象事業の変更の目的及び当該申請に係る書類の内容を審査した上で、市長が予算の範囲内で助成の可否を決定し、承認されたグループには様式第6号により通知する。